

入会規約

1) 法人としてハウスコーティング事業に3年以上従事しており企業賠償責任保険に加入していること

経営実績によっては理事会に届出を提出し認可されれば一部例外もある

2) ハウスコーティングに対する基本的な知識を持った者が1名以上いること

ハウスコーティング剤に関し、適切な使用方法や安全性の知識・経験を兼ね備えた技術者など

3) ハウスコーティングを主に販売・施工している法人が対象となります。

エクステリア商品・インテリア商品の販売・施工をされている法人も対象となります

4) ハウスコーティングを取り扱うにあたって品質管理・施工技術を向上しようとしているか

日々、進化し続ける住宅建材などに適したハウスコーティング剤を研究・追求しているかなど

5) (一社)日本ハウスコーティング協会の理念や考えに共感して頂ける企業

協会理念や目的に賛同、理解、共感してくれている企業であるか

6) 入会金

入会金(登録料)¥10,000/月会費 ¥ 5,000×12ヶ月 (年払い)

入会手続き後に、(一社)日本ハウスコーティング協会の加盟証を送付いたします。

7) ホームページがあること (開設予定がある場合でも可能)

自社のホームページを持っていることが条件となります。

※入会後にホームページを開設をされる予定の場合は開設予定日をお知らせください。

8) 適格請求書発行事業者の登録 (インボイス制度) が済んでいること。